

災害時の避難に

# 支援が必要な人の名簿を作成しています

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

災害が発生したときに、高齢者や障害のある人など、自力では避難が困難な人たちがいます。誰もが安全に避難できるように、町では「大津町災害時避難行動要支援者支援計画」に基づく避難行動要支援者名簿を作成しています。皆様のご協力をお願いします。



●提供される情報  
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援を必要とする理由、緊急連絡先など。

## 避難行動要支援者名簿とは

災害が発生したときに避難支援関係機関に提供され、安否確認や避難支援に役立てられます。本人の同意が得られた人の名簿は、平常時から地域の支援者に情報提供され、災害に備えるための資料になります(図参照)。

- 対象者
    - ・高齢者(75歳以上の1人暮らしの人、75歳以上のみの世帯の人)
    - ・介護保険の要介護3以上の認定を受けている人
    - ・身体障害者手帳1、2級を持っている人
    - ・療育手帳Aを持っている人
    - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を持っている人
    - ・町の生活支援を受けている難病患者
    - ・その他災害時に支援が必要な人(妊産婦、病弱者など)
- ※病院・福祉施設などの入所者については、支援体制が整っていると考えられるため、別途把握します。

## 災害時避難行動要支援者とは

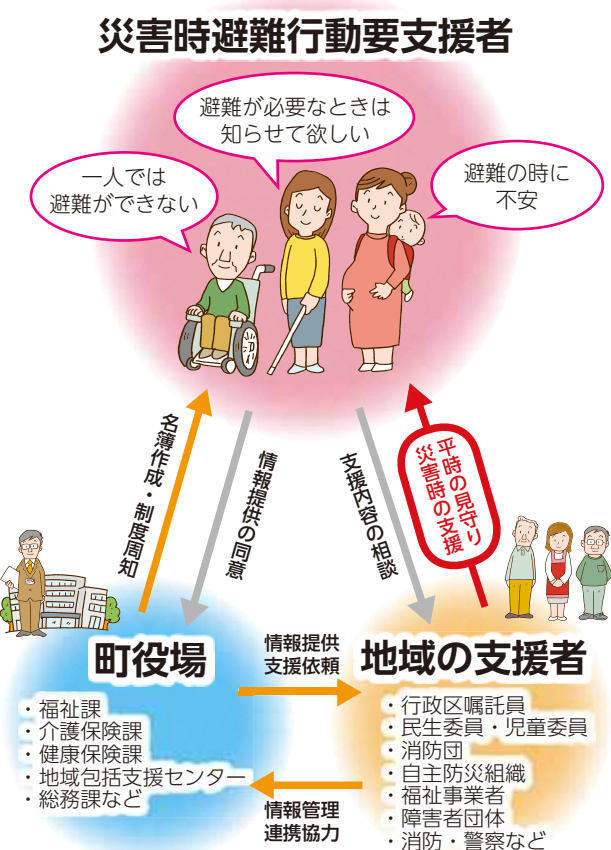
災害が発生したときや、発生する恐れがあるときに、自分ひとりで安全に避難することが困難で、支援の必要がある人のことです。

## 同意確認にご協力をお願いします

平常時からの名簿提供には本人の同意が必要です。対象者には、介護保険要介護認定時や障害者手帳交付時などに、「登録申請書兼個別支援計画作成申請書」を郵送しています。必要事項を記入して、返送をお願いします。

詳しい内容については、役場福祉課福祉係へお問い合わせください。

## 【図】支援の仕組み



住民の皆さんへ

# 不適切な事務処理に対するお詫びと報告

このたび、大津町において、町の条例で700万円以上の高額な物品、土地などを購入する場合(土地については、5,000㎡以上)には、議会の議決が必要であるにもかかわらず、議会へ議案として提出せずに、事務処理していたことが見つかりました。そのため、そのほかに同様の事案がないか、過去10年にさかのぼり調査したところ、8件の事案があることが判明致しました。

また、5,000万円以上の工事請負契約の場合には、途中で契約内容を変更した際に、次の議会に報告が必要になりますが、それを報告していなかった事案が、5件あることもわかりました。

そのため、6月の定例議会において、さかのぼって議案として提出し、事務処理の状況、原因、再発防止策、処分などについて、慎重に審議いただき、議決をたまりました。

本来、町行政は、法律や条例などに従い、適正に事務処理を進めるべきところ、その事務手続きを失念してしまったこのことを、非常に重く受け止め、二度と起こさないように再発防止に取り組んでまいります。

また、職員を監督する立場であります特別職職員(町長、副町長)については、その監督責任を負うとともに、一般職職員のうち、当時の担当部署の部長職については懲戒処分、当時の担当部署の課長と係長、当時の契約審査部署の課長と係長に対して、指導上の措置を行いました。

議会ならびに町民の皆さま、関係者の皆さまに、心より深くおわび申し上げるとともに、今後、さらなる綱紀粛正の徹底を図り、再発防止と町政の信頼回復に努めてまいります。

## ■特別職職員の給料の減額措置

- ・町長 減給(給料の10分の1を3カ月)
- ・副町長 減給(給料の10分の1を1カ月)

## ■一般職職員の処分

- ・当時の担当部署の部長 4人(戒告処分)
- ・当時の担当部署の課長 4人(訓告処分)
- ・当時の担当部署の係長、契約審査部署の課長・係長 9人(嚴重注意)

平成30年6月11日

大津町長 家入 勲

## 「いのちのボタン」を配布しています

名簿に登録された皆さんには、「いのちのボタン(救急医療情報キット)」を無料配布しています。

「いのちのボタン」とは、かかりつけの医療機関や緊急連絡先など、緊急時に必要な情報を記入した用紙などを入れて、万が一の救急時に備えるものです。

冷蔵庫内などに保管し、緊急時に駆けつけた救急隊などがその情報を救急活動に使用します。